

有限会社三印狭間商店に対する命令の内容

- 1 有限会社三印狭間商店が表示を行うすべての農産物について、直ちに表示の点検を行い、有機農産物の日本農林規格による格付の表示（有機JASマーク）を付すことなく、不適正な有機表示のある商品が発見された場合には、当該表示を除去し、又は抹消した上で販売すること。
- 2 1に基づき講じた措置について、平成20年8月25日（月）までに農林水産省消費・安全局表示・規格課長あて提出すること。